

業務委託請負契約書 (案)

収 入 印 紙

委託業務名	プラスチック資源中間処理業務
履 行 場 所	西宮市
履 行 期 間	契約締結日の翌日から 令和 年 月 日まで ただし、処理の開始は令和8年4月1日とする。
業 務 委 託 料	別添単価明細書による単価契約 予定総額 ●● 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契 約 保 証 金	●● 円 担保の種類
留 保 期 間	契約締結日から 令和 年 月 日まで
支 払 条 件	毎月精算翌月払い
そ の 他	搬入量 1 t 当たり単価 , 円 (税抜) 予定数量 11,960 t 処理施設

上記の業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
委託者と受託者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

	西宮市六湛寺町10番3号
委託者	西宮市
	代表者 西宮市長 印
受託者	住 所
	氏 名

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、設計図書(要求水準書、企画提案書、企画提案書の作成に関する質問回答等をいう。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

3 第1項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年西宮市条例第34号)第2条に規定する契約にあつては、100分の10)以上としなければならない。

5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があつた場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年西宮市条例第34号)第2条に規定する契約にあつては、100分の10)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、第11条に規定する検査終了後又は目的物の引渡しを受けた後に、第1項第1号の契約保証金、同項第2号の有価証券等又は同項第3号の金融機関等による保証証書を乙に返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務のために整備した施設及び目的物(未完成の目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一般的損害等)

第5条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。なお、搬入物に関する甲の責任範囲は引渡しまでとし、受入れ後は乙の責任範囲とする。

2 乙の責により、甲が、搬入物を他の施設へ運搬し処理あるいは一時貯留するために費用(代替処理費用)を要した場合、甲は、このために要した費用を、乙より徴収することができる。乙の責により、圧縮・梱包したプラスチック資源が品質不良により再商品化事業者に引き渡すことができず代替処理費用が発生した場合についても同様とする。

(業務主任技術者等の選任)

第6条 乙は、この契約に係る業務主任技術者(技術上の管理をつかさどる者をいう。)及び業務責任者(業務従事者を監督する者をいう。)を選任し、甲に報告しなければならない。

2 乙は、廃棄物の処理と清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)に基づく技術管理者を選任し報告しなければならない。

(業務主任技術者等に関する異議)

第7条 甲は、前条に規定する業務主任技術者、業務責任者及び技術管理者等で著しく不相当と認める者について、その理由を示して乙に必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する申出があったときは、直ちに当該申出に係る措置を講じなければならない。

(調査、報告)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の状況を調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(履行期間の延長)

第10条 乙は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その旨を書面により、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の規定による検査の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、民法の定めるところにより、履行の追完又は代金の減額を請求することができる。

2 甲は、前項の請求に代えて、又は前項の請求とともに、契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 第1項及び前項の規定による請求は、前条第5項に規定する目的物の引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、目的物の引渡しを要しない契約の場合は、仕事が終了した日から起算する。

4 前項の規定にかかわらず、この契約で別に期間の定めがある場合はこれに従う。

(委託料の支払)

第13条 乙は、第11条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査に合格したときは、書面により委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に「別紙1委託料の支払い」により委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わないときは、乙に対し遅延日数に応じ支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(部分使用)

第14条 甲は、第11条第5項の規定による目的物の引渡し前においても、目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の使用により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

第15条 甲は、乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、乙から遅延違約金を徴収することができる。

2 前項の規定による遅延違約金の額は、延長日数に応じ、業務委託料に年5パーセントの割合(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)で計算した額とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査を要した日数を算入しない。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき理由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員 の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 正当な理由なく、第12条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 乙の責により施設建設の遅延等が発生し、プラスチック資源の搬入を開始できない、あるいは開始後にプラスチック資源の搬入を中止せざるをえない事態が発生し、甲の改善の要請にもかかわらず事態が改善されないと甲が判断したとき。

(7) 廃掃法施行令第4条第1項の1号から3号までに定める基準に適合しなくなったとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができ

る。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 第 22 条又は第 23 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達する見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 7 月 1 日実施。）第 2 条第 5 号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 67 号。以下この号において「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号及び条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 第 4 条ただし書の規定に基づき、契約の履行に係る業務を第三者に再委託する契約（以下「再委託契約」という。）を締結するに当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 18 条 第 16 条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、業務委託料の 100 分の 5（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年西宮市条例第 34 号）第 2 条に規定する契約にあつては、100 分の 10）に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 16 条又は第 17 条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項各号に定める場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は適用しない。

4 第 1 項の場合（第 17 条第 7 号又は第 8 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第 20 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告によらず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、課徴金の納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令をいう。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（協議解除）

第 21 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の催告による解除権）

第 22 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 9 条の規定により業務の全部又は一部の業務を一時中止した場合において、業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(2) 第 9 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 以上に達するとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 第 9 条の規定により、甲が委託業務の内容を変更しようとする場合において、業務委託料が当初の 3 分の 2 以上減少することとなるとき。

(4) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 24 条 第 22 条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の損害賠償請求等）

第 25 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 22 条又は第 23 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(解除に伴う措置)

第 26 条 甲は、契約が解除された場合においては、既済部分を検査の上、当該検査に合格した既済部分の引渡しを請求するものとする。この場合において当該引渡しを受けた既済部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

(賠償の予定)

第 27 条 乙は、第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。この契約による履行完了後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第 20 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のうち、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合

(2) 第 20 条第 1 項第 3 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 28 条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第 1 項の場合において、甲は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(補則)

第 29 条 この契約書に定めのない事項については、西宮市契約規則(昭和 39 年西宮市規則第 26 号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別紙 1 委託料の支払い

委託料は、事業開始（市の一部地域収集・乙の施設へのごみ搬入の開始）より支払いを開始するものとする。

支払いは毎月行うものとする。

搬入量に契約単価を乗じた額を支払う。

（支払いの方法）

- (1) 乙は、毎月7日までに前月の月間報告書（月報）を甲に提出する。
- (2) 甲は、提出された月報等に基づき乙の適正な業務履行を確認し、月報受領後10日以内に当該確認の結果を乙に通知する。甲による確認の結果、補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い再提出しなければならない。
- (3) 乙は、甲から当該月全ての適正な業務履行の確認を受けた場合、当該月の業務履行の確認の通知受領後、甲に対して請求書を提出する。
- (4) 甲は、乙からの請求書を受領した日から30日以内に乙に委託料を支払う。

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西宮市条例第 67 号。以下「条例」という。）第 7 条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 7 月 1 日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

2 乙は、業務委託請負契約書第 4 条ただし書の規定に基づき、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に再委託する契約（以下「再委託契約」という。）を締結しようとするときは、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）を、再委託契約の受注者としてはいけない。

3 乙は、再委託契約を締結するときは、この特約に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない。

4 乙は、再委託契約の受注者が暴力団等であることが判明したときは、甲に報告しなければならない。

5 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託契約の受注者が不当介入を受けたときも同様とする。

(役員等に関する情報提供)

6 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、要綱第 2 条第 5 号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができる。

7 甲は、乙から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

8 甲は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第 1 項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等（要綱第 2 条第 10 号に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(解除に伴う措置)

9 業務委託請負契約書の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

10 乙は、この契約の契約金額が 200 万円を超えるときは、甲に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。

(1) 乙が暴力団等でないこと。

(2) この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとするときは、暴力団等をその受注者とししないこと。

(3) 乙は、業務委託請負契約書及び暴力団排除に関する特約に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(4) 甲が、乙が暴力団等に該当しないことを確認するために、警察署長へ照会することに同意すること。

(5) 前号の照会に当たり、甲が役員名簿等の情報を求めたときは、乙は、その役員等から役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。

(6) 甲が、警察署長から得た情報を第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため、他の業務で使用し、又は教育委員会等に提供すること、及び西宮市指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

(乙からの協力要請)

11 乙は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。